第４次　練馬区立小中学校における食育推進計画（令和４年度～令和８年度）　体系図

食育基本法
第４次食育推進基本計画
練馬区健康づくり総合計画
公立学校における食育に関する検討委員会報告書
学校給食法
学習指導要領

練馬区立小中学校における食育の目標

1 **食事の重要性** 食事の重要性を理解し、家庭や友達と食事を楽しむことができる練馬の子どもを育てる
2 **心身の健康** 栄養や食事の取り方を理解し、望ましい食生活を実践できる練馬の子どもを育てる
3 **食品を選択する能力** 正しい知識に基づいて、食品の品質や安全について判断できる練馬の子どもを育てる
4 **感謝の心** 生産体験や地産地消を通して、生産や流通に携わる人々に感謝する心をもった練馬の子どもを育てる
5 **社会性** 食物を大切にし、環境との調和を図り、人と人とのふれあいを大切にする練馬の子どもを育てる
6 **食文化** 練馬区の産物、食文化や食に関する歴史を理解する練馬の子どもを育てる

練馬区立小中学校における児童・生徒の実態

練馬区立小中学校における食育推進委員会の設置

練馬区立小中学校における指導体制の充実

学校における食育の充実

(1)　校内指導体制の充実
①食育推進チームの設置と食育推進リーダーの活用
②校内における食育の推進

(2)　全体計画・年間指導計画の充実
①全体計画・年間指導計画を作成するうえでの留意点
(ｱ)全教職員が継続的で、体系的な食に関する指導の必要性や考え方を理解すること
(ｲ)関連する教科・領域等において食に関する指導を充実すること
(ｳ)校内に「食に関する指導」の推進体制を整備すること
(ｴ)栄養教諭・学校栄養職員等が高い専門性を生かして積極的に参加すること
(ｵ)児童生徒の食生活の状況や実態について適切に把握すること
(ｶ)隣接する区立園・小中学校との連携を図ること
(ｷ)給食の献立計画との関連付けを積極的に図ること
(ｸ)保護者や地域との連携・協力体制をつくること
(ｹ) 総合的な学習の時間を十分に活用すること
②小中一貫教育の取組における食育の充実

(3)　食育の指導の充実
①学級担任や栄養教諭・学校栄養職員等による給食の時間の指導
②各教科・領域等における食育の推進
③交流給食の推進

(4)　研修等の実施
①食育推進リーダー研修
②食物アレルギー対応研修
③食品安全に関する情報の提供

(5)　栄養教諭による取組の充実
①食育推進リーダーの支援等に関すること
・食に関する指導に係る教材・指導法の提供
・食に関する指導に係る授業公開
・食育に関する研修会における講師
・地区内の食育推進リーダーおよび教員に対する助言等
②学校給食の管理
③食に関する指導
・児童・生徒に対する個別指導
・学級担任や家庭と連携した、集団的な食に関する指導
・食に関する全体計画の作成、ＳＤＧｓなどの新しい課題に応じた食育のコーディネート

学校給食の充実

(1)　安全・安心な給食の実施
①安全で衛生的な調理が行われる献立の作成
②食品の安全性の確保
③給食の時間の確保と食事環境の整備

(2)　食事内容等の充実
①栄養バランスのとれた給食の実施
②食物アレルギー対応の充実
③練馬産農産物の活用
④国産食材の活用

(3)　伝統的な食文化を継承した献立の活用

(4)　食品ロスの抑制と再生利用
①各教科・領域等と関連した指導
②循環型社会の実現

学校・家庭・地域が連携した食育の推進

(1)　継続的な食育推進運動
①「早寝・早起き・朝ごはん」推進運動
②「食育月間(６月)」「食育の日(19日)」「全国学校給食週間(１月24日～30日)」等の活用
③多様な暮らしに対応した「共食」の推進
④朝ごはんしらべ（調査）の実施
⑤伝統的な食文化の保護・継承
⑥持続可能な食料生産

(2)　体験活動や交流による食育の推進
①学校農園や地域の農園と連携した食農体験学習の推進
②関係団体等の協力による食に関する生産・流通・消費の学習
③食に関する感謝の念と理解を高める学習

(3)　家庭・地域との連携
①給食試食会、料理教室等の実施
②講演会や保護者会等を活用した家庭・地域への情報発信

(4)　学校保健委員会等の活用
①学校における組織および機能を活用した食育への取組
②地域全体における生活リズム向上の推進

(5)　地産地消の推進
①関係各部、地域の生産者団体等との連携・協力体制の構築
②学校給食での身近な素材の活用